

令和5(2023)年度地方税制改正の概要(県税関係)

税目等	改正の概要				
個人住民税	NISA 制度の抜本的拡充・恒久化 [令和6(2024)年から適用] ○ NISA(少額投資非課税制度)について、次のとおり見直しを行う。				
		現 NISA(～令和5年)		新 NISA(令和6年以降)	
		つみたて NISA	一般 NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
		いずれかを選択		併用可	
	年間投資上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
	非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化	無期限化
	非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円	
				1,200万円(内数)	
	口座開設期間	平成30年～令和19年	平成26年～令和5年	恒久化	恒久化
	投資対象商品	投資信託	株式・投資信託等	投資信託	株式・投資信託等
自動車税	環境性能割の税率区分の見直し [※1 令和6(2024)年1月1日施行、※2 令和7(2025)年4月1日施行] ○ 環境性能割の各税率区分について、燃費基準を令和5年末まで据え置き、令和6年から段階的に引き上げる。				
	税率	対象車(例:自家用乗用車)			
		(令和5年4月～)	(令和6年1月～)※1	(令和7年4月～)※2	
	非課税	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車			
		令和12年度燃費基準 85%達成～	令和12年度燃費基準 85%達成～	令和12年度燃費基準 95%達成～	
	1%	75%達成～	80%達成～	85%達成～	
	2%	60%達成～	70%達成～	75%達成～	
	3%	上記以外 又は 令和2年度燃費基準未達成			
	種別割のグリーン化特例の見直し [令和5(2023)年4月1日施行] ○ 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置(翌年度の種別割▲75%軽減)等について、適用期限を3年延長する。				
	燃費・排ガス不正行為への対応 [令和6(2024)年1月1日施行] ○ 不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行:10%)を35%に引き上げる。				
不動産取得税 固定資産税	質問検査権の対象の明確化 [令和6(2024)年4月1日施行] ○ 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等を、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者等からも入手することができることを法令上明確化する。				
その他	加算金制度の見直し [令和6(2024)年1月1日施行] ○ 不申告加算金の割合(現行:15%(納付すべき税額が50万円を超える部分は20%))について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げる。 ○ 期限後申告等があった場合において、前年度及び前々年度の当該期限後申告等に係る地方税について、不申告加算金若しくは不申告加算金に代えて課される重加算金を課されたとき、又は不申告加算金等に係る決定をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する不申告加算金又は重加算金の割合を10%加重する。				
	ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応 [令和5(2023)年4月1日施行] ○ ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。				